

所得税の確定申告・住民税申告のご案内



申告相談受付期間 ▼▼ 2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日は除く)

所得税は、納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告することとなります。次記の注意事項を読んでいただき、申告をお願いします。

所得税の申告をしなければならぬのに、期限までに申告しなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算金や延滞金も納めなければならない場合があります。

また、所得税の申告義務のない人でも、控除対象配偶者や扶養親族となつている場合を除き、国民健康保険税の軽減、後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などのため、収入がない人でも住民税申告が必要となりますので、申告漏れとならないようご注意ください。

申告をする人とは(例示)

■所得税

- ① 所得税が課税される人
- ② 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ③ 給与所得者で平成25年の途中に退職や転職をした人で年末調整を受けていない人
- ④ 日雇いやパートタイマーなどで働いていた人
- ⑤ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする人

■住民税

- ① 所得税の確定申告が必要な①～⑤に該当するが、計算上、所得税がかからない人
- ② 所得がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない人

はない人

- ③ 給与所得が年末調整済で、所得税がかかっていない人で、住民税で医療費控除等を受けようとする人

※左記のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。
●年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得(農業所得、不動産所得、雑所得など)の合計額が原則として20万円以下の人

●公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の人

地震保険の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書

ケ 医療費控除を受けようとする場合は、医療費の領収書、介護費用にかかる厚生労働省指定の領収書、また健康保険組合や生命保険会社等の高額療養費、家族療養給付金、入院給付金等を受けられた場合はその金額のわかる明細書、おむつ使用証明書

□ 障害者手帳等を交付されている人は、障害者手帳等
サ ねたきり老人の認定を受けた人は障害者控除対象者認定書
シ その他、所得の計算や所得控除について必要と思われる書類

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明が必要な方へ

市役所水口庁舎市民課、旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センターで無料で発行します。(普通徴収分のみ)

農業所得の収支計算

水稲・麦・大豆・出荷野菜等の農作物を栽培されている人は農業所得の

収支計算が必要です。

■対象となる作物 水稲・麦・大豆・出荷野菜・茶・果樹・花 等

■収入と必要経費の集計について
収 入：出荷伝票、納品書控、通帳等で平成25年中の収入金額

必要経費：平成25年中の収入になる農作物に対する「肥料、農薬、種子、水利費、土地改良費、減価償却費等の経費」

■収支計算方法 収入金額ー必要経費＝所得金額

■書類の保存 伝票やJAの組合員勘定も必要です。整理し保存しておいてください。

平成25年分収支内訳書(農業所得用)を作成し、申告相談にお越しください。

申告相談のお願いと注意事項

申告相談でお待ちいただく時間をできるだけ短くするために次のことにご協力ください。

■必要書類

- ◎ 申告時には扶養控除等の判定のため、家族全員の所得のわかる書類も持参ください。
- ◎ 医療費控除を受ける場合は、領収書は医療を受けた人ごとの病院別・支払口順に並べ、「医療費

の明細書」に合計額を記載してください。「医療費の明細書」は、税務署、税務課、旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センター、申告会場にあります。

◎ 振替納税を利用される場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるものと金融機関へのお届印。
◎ 還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの。
◎ 昨年の確定申告書および収支内訳書の控えをお持ちの方は、必ず申告相談に持参してください。

◎ 確定申告書に収支内訳書を付ける必要がある場合は、必ず事前に収支内訳書を作成してご来場ください。
◎ 次の申告については、受付できませんので、税務署の申告会場へ申告をしてください。
・ 譲渡所得(土地・株式等)のある方
・ 住宅借入金(取得)等特別控除を初めて受ける方
・ 雑損控除を受ける方(台風18号による所得税に係る雑損控除を受ける方も含まれます)。
・ 青色申告の方
・ 消費税の申告
・ 事業所得(農業・営業等所得)の合計収入金額が

申告に必要な書類等

ア 印鑑(申告書記入時に捺印が必要です)
イ 家族の中に給与をもらっている人がいれば、それらの人も含め、すべての源泉徴収票
ウ 国民年金や厚生年金、退職年金などの公的年金等をもらっている人は、公的年金等のすべての源泉徴収票
エ 一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額のわかる関係書類
注) 譲渡所得のある人は、税務署で申告してください
オ 不動産所得のある場合は、その内容のわかる支払調書、固定資産税課税明細書等
カ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続の健康保険料を支払っている人は、その領収書(国民年金保険料と国民年金基金保険料の場合は控除証明書を添付)
キ 生命保険や個人年金の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書(いずれも、年末調整で提出した分は除く)
ク 損害保険(旧長期)の保険料、

1千万円以上の方 ・ 納税者が死亡された場合の確定申告(準確定申告) ・ その他複雑な内容の申告

問合わせ
[住民税(市県民税)課] 095-0979
[税務課] 095-0979
[所得税(ふるさと納税)課] 062-0314
[水口税務署] 062-0314
(自動音声により案内しております)

障害者控除認定とおむつ使用証明書に代わる確認書

■ 障害者控除認定について
要介護認定を受けている方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が、一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

【対象者】 〈特別障害者控除〉

①日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常時介護を必要とし、目を離すこと